

動薬協会発 17 号
令和 3 年 4 月 26 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

ゴールデンウィークにおける豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（3 消安第 703 号）がありましたので、お知らせします。

3 消安第703号
令和3年4月23日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

ゴールデンウィークにおける豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位に対し広く周知されますとともに、関係者に対しても必要に応じて適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。



3 消 安 第 7 0 3 号
令 和 3 年 4 月 2 3 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

ゴールデンウィークにおける豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等に係る防疫対策については、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項の規定に基づく特定家畜伝染病防疫指針により実施するほか、「年末年始、春節等に向けたアフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策の徹底について」（令和2年12月22日付け2消安第4240号農林水産省消費・安全局長通知）等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理の確認及び指導並びに万が一の発生時のまん延防止対策の徹底等をお願いしているところです。特に豚熱及び高病原性鳥インフルエンザについては、昨年度以降、それぞれ9件及び52件発生しており、様々な機会をとらえ、発生予防及びまん延防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

日本国外の状況について、まずアフリカ豚熱は、直近では新たにマレーシアにおいて初めて発生が確認され、日本の周辺国において発生は拡大しています。また、我が国の水際での動物検疫所の検査により輸入が認められなかった豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出事例が現在までに95件確認されており、そのうち4事例からは、感染性のあるウイルスが検出されています。さらに今月初めには、台湾本島において初めて、海岸に漂着した豚の死体からアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が検出され、我が国へのアフリカ豚熱の侵入リスクは依然として高い状況にあります。また、口蹄疫については、平成22年以降我が国においては発生が確認されておりませんが、中国では、先月にも口蹄疫（0型）が豚で確認されました。一昨年発生が確認された新型コロナウイルス（COVID-19）の人への感染が世界的に拡大、継続しており、我が国を含め各国・地域で海外渡航の自粛等、感染拡大を防止する措置がとられ、人・モノの移動が減少している状況ではありますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多くの選手及び関係者が来日することが見込まれていることも踏まえ、引き続き、我が国への家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、防疫対策を徹底する必要があります。

日本国内の状況について、豚熱は、昨年9月の群馬県での発生以降、ワクチン接種農場で9

件発生しており、そのうち5件は18日間の短期間で発生しています。従前から繰り返しお伝えしておりますが、ワクチンのみで豚熱の発生を抑えることは困難であることから、ワクチンを接種した農場においても、豚熱に対し引き続き警戒いただくとともに、アフリカ豚熱等の家畜伝染病への対応も念頭に、飼養衛生管理基準の徹底等により、発生予防対策に万全を期すことが不可欠です。また、昨年11月から発生が続いている高病原性鳥インフルエンザについて、今シーズンは52事例発生し、約987万羽を殺処分する過去に類を見ない発生件数となっております。今月20日に全ての事例の移動制限が解除されましたが、同日には北海道の野鳥からA型鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出されており、引き続き、渡り鳥の渡来が続くゴールデンウィークの期間も油断せず、警戒を継続する必要があります。

つきましては、下記の内容について、家畜の所有者をはじめ市町村、関係機関、関係団体等に対して周知し、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策に万全を期するよう、改めて指導の徹底をお願いいたします。

記

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底

昨年に引き続き、外務省から、COVID-19の世界的な感染の拡大の状況を踏まえ、感染症危険情報が発出され、感染症危険レベルが高い国・地域への渡航を止めること、又は不要不急の渡航を止めることが呼びかけられているところであるが、畜産関係者等に対して、改めて、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航を自粛するよう要請すること。

2 衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込みの防止の徹底

(1) 家畜の所有者に対し、必要のない者が衛生管理区域若しくは畜舎に立ち入ること又は不要な物を持ち込むことのないよう、看板の設置等を指導すること。また、昨年度の高病原性鳥インフルエンザの発生事例やワクチン接種農場で続いている豚熱の発生事例においては、特に鶏舎及び豚舎に入る際の長靴・手袋交換や手指消毒が適切に実施されていない事例が多くみられたことから、農場の従業員も含め、衛生管理区域、特に畜舎に立ち入る場合又は物を持ち込む場合には、専用の手袋・靴の着用、手指の消毒、当該物品の消毒等を実施するよう指導すること。

(2) また、病原体の侵入及び感染拡大の大きな原因となる野生動物の侵入防止対策として、これまでも防護柵、防鳥ネットの設置等を指導すること。未設置及び不適切な設置状況の農場に対しては引き続き指導するとともに、設置済の農場においても定期的な点検及び必要に応じた修繕を実施するよう指導すること。

3 毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

平成30年以降国内で発生が続いている豚熱については、22日に開催した令和3年度全国

家畜衛生主任者会議において農林水産大臣からも、決してワクチンを過信せず、飼養衛生管理の徹底とともに、飼養豚の異状を確認した場合の早期通報の徹底に取り組んでいただくことが何より重要である旨、申し上げたところ。豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等については、その特徴的な臨床症状について、いわゆる「特定症状」が定められている。ついては、家畜の所有者、獣医師等に対して、家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体を定める件（平成23年9月28日農林水産省告示第1865号）で定める豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの特定症状について、改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう指導すること。また、早期発見・早期通報できるよう、家畜の所有者に対して、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行うよう指導すること。

4 連携体制の確認・強化

豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針における発生に備えた体制の構築・強化について、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力が発生時には必要となることを踏まえ、都道府県の取組として、これらの関係者との間で、連絡窓口の明確化、地域の家畜の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備するとされている。年度当初での担当者の人事異動も考慮し、連休中の閉庁日であっても緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、速やかに連携体制を点検すること。

以上